

○大府市感染症対策本部運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大府市感染症対策条例（令和2年大府市条例第38号。以下「条例」という。）第8条第7項の規定に基づき、大府市感染症対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本部員)

第2条 大府市感染症対策本部員（以下「本部員」という。）は、部長、部長に相当する職にある者その他本部長が必要と認める者をもって充てる。

(本部員会議)

第3条 本部に感染症対策に関する情報交換及び連絡調整を行うため、感染症対策本部員会議（以下「本部員会議」という。）を置く。

2 本部員会議は、本部長、副本部長、本部員その他本部長が必要と認める者をもって構成する。

3 本部員会議の会議（以下「会議」という。）は、必要の都度、本部長が招集し、議長となる。

4 本部員は、会議の招集を必要と認めたときは、感染症対策担当部長を経て本部長にその旨を申し出るものとする。

5 会議は、特別の指示がない限り、市役所で開催する。

6 本部員は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。

7 本部員は、必要により所要の職員を伴って会議に出席することができる。

8 本部員が会議に出席できないときは、代理の職員を出席させなければならない。

(協議事項)

第4条 本部員会議は、条例第8条第5項に定めるもののほか、次に掲げる事項について協議する。

(1) 本部の配備体制に関すること。

(2) 新型インフルエンザ等緊急事態宣言その他の警戒すべき情報及び被害状況の分析並びにそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。

(3) 関係機関等への情報伝達に関すること。

(4) 指定地方行政機関、指定公共機関、県及び他市町村に対する応援の要請に関すること。

(5) 感染症対策に要する経費の処理方法に関すること。

(6) その他感染症対策の重要事項に関すること。

(周知)

第5条 会議の決定又は指示事項のうち職員に周知を要する事項について、本部員は、速やかにその徹底を図るものとする。

(組織及び分掌事務)

第6条 本部の組織及び分掌事務は、大府市新型インフルエンザ等対策行動計画の別表1及び別表2のとおりとする。

(他機関との連携)

第7条 本部長は、感染症発生時に速やかに対応するため、管轄保健所、大府市医師団、大府市歯科医師会、大府市薬剤師会、各医療機関等との密接な連携に努めなければならない。

附 則

この要綱は、大府市災害対策本部条例の一部を改正する条例（平成25年大府市条例第19号）の施行の日から施行する。

附 則

この要綱は、大府市感染症対策条例（令和2年大府市条例第38号）の施行の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。